

組織的対応

いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

1 発見

- ・他の児童からいじめの情報を聞いた
- ・いじめらしき現場を発見した
- ・児童の言動から気になった
- ・児童や保護者からの相談・訴えを受けた
- ・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- ・アンケートの回答で確認した
- ・関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- ・養護教諭、SC等から情報を聞いた

抱え込まない

個人で判断しない

2 情報収集

情報を得た教職員

担任・学年主任・生徒指導

教頭

校長

いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す

招集
指揮

3 事実確認

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

学校いじめ対策組織

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- ・目的
- ・優先順位
- ・担当者
- ・期日等

適宜連絡

保護者

※複数対応

職員会議

情報共有

事案の状況により、構成員を再編成

- ・校長
- ・教頭
- ・生徒指導
- ・各学年主任
- ・養護教諭
- +
- ・該当クラスの担任
- ・関係する教職員

4 方針の決定

即日中に対応する

事実関係の把握・調査

連絡・相談

指導・助言

SC, SSW
指導主事派遣

教育委員会

5 対応

いじめ解消に向けての指導・支援

関係機関

- ・こども家庭課
- ・児童相談所
- ・富士警察署
- ・医療機関
- 等

6 経過観察・解消

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害児童が、いじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ